

岐阜県 L P ガス 負担軽減事業 取扱要領

令和5年6月12日

岐阜県 L P ガス 負担軽減事業 事務局

目次

1	はじめに	1
2	本事業の概要	2
	（１）目的	2
	（２）概要	2
	（３）値引きの対象者	2
	（４）値引きの実施	2
	（５）値引きの周知	4
	（６）コミュニティーガス利用者への周知	4
	（７）値引き額の明示	4
	（８）ＬＰガス販売事業者の要件	5
	（９）ＬＰガス販売事業者への支給額	5
3	手続きの概要	6
	（１）手続きの流れ	6
	（２）手続き方法	6
	（３）各種手続きについて	7
	① 登録申請	7
	② 概算払い（必要な事業者のみ）	7
	③ 中間実績報告	8
	④ 事故報告	8
	⑤ 完了報告	9
	⑥ 抽出検査	9
	⑦ 精算払い（事業費の支給）	9
4	お問い合わせ先	9

1 はじめに

「岐阜県LPガス負担軽減事業」（以下「本事業」という。）は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源とし、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象とならない岐阜県内のLPガス一般消費者等に対して、LPガス販売事業者（以下「事業者」という。）を通した利用料金の値引きにより負担軽減を図るものです。

利用料金の値引きは、県から本事業の委託を受けた岐阜県LPガス協会（以下「事務局」という。）が、本事業に参加する事業者に対して、値引きを行うために必要な費用（以下「事業費」という。）を支給することにより行います。

本事業の実施にあたり、国及び県から適正な実施が求められており、本事業に参加する事業者は、本要領（以下「要領」という。）を熟読するとともに、以下の点について認識の上、本事業に係る手続きの適正な実施をお願いします。

- （１）本事業は、LPガス一般消費者等の利用料金の負担軽減を図るためのものです。本事業の実施期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- （２）本事業に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- （３）県又は事務局から資料の提出や修正の指示があった場合、速やかに対応してください。適切な対応がない場合、事業費を支給することができない場合があります。
- （４）本事業に参加するための手続き（以下「登録申請」という。）を完了（以下「登録決定」という。）する前に値引きを実施した場合、これに要した事業費を支給することができません。また、本事業への登録決定を受けている場合であっても、定められた期日までに必要な書類が提出されない場合などは、事業費を支給することができません。
- （５）本事業の財源は国費であることから、関係書類は事業終了後５年間（令和１０年度末まで）保管しなければなりません。また、県又は事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければなりません。
- （６）偽りその他の不正な手段により、事業費を不正に受給した疑いがある場合、受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、調査の結果、不正行為が認められたときは、事業費の支給を行わないとともに、受領済みの事業費のうち取り消し対象となった額を事務局が指定する期日までに返還しなければなりません。
- （７）要領に記載のない細部については、県又は事務局からの指示に従うものとします。

2 本事業の概要

(1) 目的

エネルギー価格が高騰する中、L P ガス販売事業者を通じた利用料金の値引きにより、岐阜県内の L P ガス一般消費者等の負担軽減を図るものです。

(2) 概要

岐阜県内で L P ガスを使用する一般消費者等を対象に、岐阜県が指定する値引き額により、当該対象の 1 契約（1 メーター）当たりの L P ガス料金（基本料金と従量料金の合計）より値引きを行った事業者に対し、値引きの原資及び事務負担費用を事業費として支給します。

(3) 値引きの対象者

岐阜県内で家庭・業務用の L P ガスを使用する一般消費者等（以下「支援対象者」という。）

※1 コミュニティーガス（旧簡易ガス）を使用する者を含む。

※2 次の場合は対象とならない。

- 工場などの生産現場における高圧ガス保安法上の工業用 L P ガスを使用する者
- 質量販売により供給を受ける者
- 国又は地方公共団体の事務を執行するための施設（庁舎や事務所、研究施設等）
 - ※ 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設（学校、公民館、運動施設、文化施設など）は対象となる

(4) 値引きの実施

[支 援 額]

支援対象者 1 契約（1 メーター）につき、月額 500 円（税抜）

令和 5 年 1 月使用分から令和 5 年 9 月使用分までの 9 か月相当分（最大で 4,500 円の支援）

[値引き方法]

原則として、令和 5 年 7 月使用分（8 月検針分）から 9 月使用分（10 月検針分）の 3 か月間（3 回）の請求額（基本料金と従量料金の合計）から、毎月 1,500 円（税抜）の値引きを行います。

<値引きのパターン1（基本形）>

○ 毎月の検針に基づき、原則このパターンで値引きを実施する

1 回目：7 月使用分（8 月検針分） 最大 1,500 円（税抜）

2 回目：8 月使用分（9 月検針分） 最大 1,500 円（税抜）

3 回目：9 月使用分（10 月検針分） 最大 1,500 円（税抜）

例）7 月使用分の値引き前の請求額が、税抜 8,000 円（税込 8,800 円）の場合

8,000 円（元値）－ 1,500 円（値引き額）＝ 6,500 円

消費税 650 円

値引き後の請求額（税込） 7,150 円

原則として、パターン1の基本形により値引きを行います。契約上の理由や7月使用分（8月検針分）の値引きに間に合わないなど、やむを得ない場合については、支援対象者に事前周知を行った上で複数月分をまとめて値引きすることも可能とします。＜値引きのパターン2＞

また、使用量が少ない場合や月の途中での契約等により、各月の利用料金（税抜）が値引き額の1,500円（税抜）に満たない場合は、利用料金と同額が値引き額となります。＜値引きのパターン3＞

なお、利用料金と同額が値引き額となった場合、通常の値引き額の1,500円（税抜）との差額について翌月に繰り越す処理は行いません。

パターン2のように複数月分をまとめて値引きする場合において各月の利用料金が明確であり、その中にパターン3のように利用料金（税抜）が値引き額の1,500円（税抜）に満たない月を含む場合は、複数月の請求額の合計からではなく、月々の請求額から値引きを行います。＜値引きのパターン4＞

＜値引きのパターン2（複数月分をまとめて値引く場合）＞

- パターン1の基本形での値引きが行えない場合
- 請求額にどの月の使用分が含まれるかにより、値引きの最大額が異なる
 - 7、8月使用分や8、9月使用分の2か月分の請求額から値引く場合：最大3,000円（税抜）
 - 7～9月使用分の3か月分の請求額から値引く場合：最大4,500円（税抜）

＜値引きのパターン3（利用料金が値引き額未満の場合）＞

- 利用料金（税抜）が1,500円未満の場合
- 利用料金（税抜）を値引き額とする
 - 例）値引き前の請求額が、税抜1,000円（税込1,100円）の場合

1,000円（元値）	－	1,000円（値引き額）	＝	0円
				値引き後の請求額 0円

＜値引きのパターン4（パターン2とパターン3が同時に起こった場合）＞

- パターン2において各月の利用料金が明確であり、その中に利用料金が値引き額に満たない月（パターン3）が含まれている場合
- 複数月の請求額の合計からではなく、月々の請求額から値引きを実施する
 - 例）7月使用分が1,300円（税抜）、8月使用分が3,000円（税抜）で2か月分を値引く場合

1,300円（7月元値）	－	1,300円（7月値引き額）	＝	0円
3,000円（8月元値）	－	1,500円（8月値引き額）	＝	1,500円
				消費税 150円
				値引き後の請求額（税込） 1,650円

（５）値引きの周知

事業者が本事業による値引きを実施する場合は、「岐阜県ＬＰガス負担軽減事業による値引きが行われること」を支援対象者に対して周知する必要があります。

周知方法については、ハガキの郵送、メールの送信、検針票等に印字など、事業者において効率的に実施可能な方法を選択してください。また、事業者のホームページ上に掲載する場合でも、支援対象者に対して個別に周知をお願いします。

なお、周知は値引き開始時に１回のみ実施しますが、本事業の期間中に新規契約があった場合には、契約時に必ず周知を行ってください。

＜支援対象者に対する周知文（例）＞

岐阜県が実施する「岐阜県ＬＰガス負担軽減事業」により、７月から９月の各月の請求額（税抜）から、毎月１,５００円（税抜）を上限に、最大４,５００円（税抜）を値引きします。

（６）コミュニティーガス利用者への周知

登録ガス小売事業者（ガス事業法第３条の登録を受けた者）が値引きを実施する場合、ガス事業法第１４条及び第１５条に基づく「供給条件の説明義務及び書面支給義務」が発生します。さらに、契約者に経過措置団地（規制団地）をお持ちの場合、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、「特別供給条件認可申請書」の届出が必要となります。

※ 詳細については、中部経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課（０５２-９５１-２８２０）までお問い合わせください。

（７）値引き額の明示

事業者が本事業による値引きを実施する際、支援対象者が値引きの事実を確認することができるものとして、各月の検針票、請求書、領収書、Web明細などに以下の内容を明示してください。

＜値引きの事実確認のための記載事項＞

- 値引き前後の額
- 値引き額（基本形での値引きであれば１,５００円）

※１ 請求額が減額されていることを確認することができれば、値引き額のみの記載でも差し支えありません。

※２ 「値引きの周知」と「値引き額の明示」を１つの書類（検針票など）で同時に実施することも可能です。

(8) L P ガス販売事業者の要件

本事業に参加する事業者は、以下の要件をすべて満たし、別に定める誓約事項等に同意する必要があります。

- ① 岐阜県内の一般消費者等に L P ガスを販売する者（事業所の所在地は問わない） ※ 1
- ② 支援対象者に対して値引きの周知を行い、値引きの事実を明示できる者 ※ 2
- ③ 原則として、令和 5 年 7 月使用分（8 月検針分）からの値引きが実施できる者
- ④ 県又は事務局からの情報開示等への協力ができる者
- ⑤ 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができる者
- ⑥ 法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

※ 1 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第 3 条第 1 項の登録を受けた者及び「ガス事業法」第 3 条の登録を受けた者であって、家庭・業務用の L P ガスを販売する者

※ 2 上記（5）、（7）にて説明した事項

(9) L P ガス販売事業者への支給額

支援対象者への値引きを実施した事業者に対して、以下の費用を事業費として支給します。費用の支給は原則、最終の値引き完了後に行う検査において適正な値引きの実施を確認後、一括して支給（精算払い）します。ただし、精算払いでは、事業者において本事業の遂行が著しく困難である場合は、値引きの原資となる一部費用を前もって支給（概算払い）することができます。

[値引きの原資]

1 契約につき最大 4,500 円（税抜）

[事務負担費用]

1 契約につき 110 円（税込）（上限 330 万円）

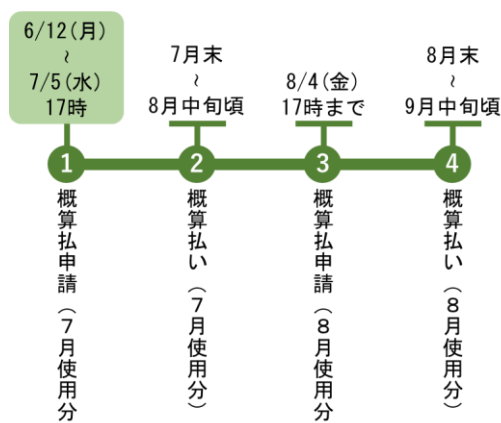
3 手続きの概要

(1) 手続きの流れ

本事業全体の手続きの流れは以下の通りです。



また、値引きの原資の概算払いに関する手続きの流れは以下の通りです。



(2) 手続き方法

以下の Web サイトより各種様式をダウンロードし、原則メールにて提出してください。

やむを得ない場合は郵送による提出も認めますが、書類の紛失などを防ぐために、配送過程が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）によることとします。

※ すべての手続書類について印鑑は不要です。

※ 各種様式を Web サイトから入手できない方は事務局より郵送しますので、ご連絡ください。

○ Web サイト : <http://www.gifulpg.or.jp/notice/230605notice.html>

○ E-mail : gifu-shikyu@g-shikyu.com

○ 郵送先住所 : 〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南 1 丁目 1 1 — 1 2

岐阜県水産会館 2 F

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 事務センター宛

※ 配送過程が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）で提出すること

（３）各種手続きについて

① 登録申請

事業者が本事業による値引きを実施するには、「事業者登録申請書」により登録申請を行う必要があります。登録申請は、支店や営業所等ではなく、本社名で行ってください。

事業者登録申請書の提出後、本事業への参加要件を満たすことを審査し、「登録決定通知書」により本事業への参加の登録決定を行います。

なお、受付期間内での登録申請が困難な事業者は、事前に事務局までご連絡ください。

【表１：登録申請の受付期間、提出書類一覧】

受付期間	令和５年６月１２日（月）～令和５年７月５日（水）１７時必着	
提出書類		様式
１	事業者登録申請書	様式１－１
２	「液化石油ガス販売事業者登録簿」の写し又は、「標識」の写真	※１
３	振込先確認書	様式１－２
４	通帳の表紙及び、表紙をめくった見開きページ全体の写し	※２
５	誓約事項等同意書	様式１－３

※１ 事業者の登録番号が確認できること

※２ ネット銀行の場合は口座情報照会画面などの写し

② 概算払い（必要な事業者のみ）

値引きの原資等の事業費は、原則、最終の値引き完了後の精算払いによる支給とします。ただし、精算払いでは、事業者において本事業の遂行が著しく困難である場合、７月使用分と８月使用分の値引きの原資について「概算払請求書」により概算払い（前払い）を請求することができます。（９月使用分の値引きの原資については概算払いを請求することができません。）

概算払請求書には、請求額の根拠として、値引き対象となる契約件数の内訳を確認することができる「契約者一覧表」を添付してください。概算払請求書と契約者一覧表の提出後、事務局による審査を経て概算払いを決定し、所要額を支給します。

なお、すべての値引きが完了し、支給すべき事業費の総額が確定した場合において、既にその額を超える概算払いが行われていた場合は、その差額を事務局に返還していただきます。

【表２：概算払いの上限額、概算払請求書の提出期日、提出書類一覧】

概算払いの上限額（７月使用分と８月使用分で共通）	登録申請書に記入した契約件数×１,５００円	
提出期日		支払い時期
７月使用分の値引き分（１回目）	令和５年７月５日（水）１７時必着	７月末～８月中旬頃
８月使用分の値引き分（２回目）	令和５年８月４日（金）１７時必着	８月末～９月中旬頃

提出書類		様式
1	概算払請求書	様式 2
2	契約者一覧表（1 回目の請求時のみ）	※

※ 契約者を識別可能な「① 管理番号など」、「② 市町村名」を確認することができる資料を作成し、原則、電子データにて提出してください。資料は、別添「契約者一覧表」を使用して作成いただくか、事業者が利用するシステム等から出力されるデータの添付でも差し支えありません。

③ 中間実績報告

7 月使用分及び 8 月使用分の値引きの実施後、各月の実施状況（契約件数と値引きした金額の総額）を「**中間実績報告書**」により報告してください。

なお、7 月使用分の報告の際には、支援対象者に対する「**値引きの周知**」及び「**値引き額の明示**」の実施を確認することができる書類等のサンプルを 1 つ添付してください。

【表 3：中間実績報告期日、提出書類一覧】

7 月使用分の報告期日	令和 5 年 9 月 15 日（金）17 時必着
8 月使用分の報告期日	令和 5 年 10 月 13 日（金）17 時必着

提出書類		様式
1	中間実績報告書	様式 3
2	値引きの周知の実施に関するサンプル資料（7 月使用分の報告時のみ）	※ 1
3	値引き額の明示の実施に関するサンプル資料（7 月使用分の報告時のみ）	※ 2

※ 1 周知を行った際のハガキや案内文の写し、案内メール本文の打出し等

※ 2 検針票、請求書、領収書、Web 明細の写し等

※ 3 「値引きの周知」と「値引き額の明示」を 1 つの書類（検針票など）で同時に確認できる場合、その書類のみ添付してください。

④ 事故報告

本事業による値引きの実施が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は値引きの実施が困難となった場合は、速やかに「**事故報告書**」を提出し、事務局の指示を受けてください。

【表 4：事故報告の提出書類一覧】

提出書類		様式
1	事故報告書	様式 4

⑤ 完了報告

9月使用分の値引きの実施後、7月使用分から9月使用分までの値引き実績、値引きの原資及び事務負担費用の精算金額を「完了報告書兼精算払請求書」により報告してください。

また、値引きを実施した全ての契約者について、個々の値引き状況を確認することができる「値引き実績一覧表」を添付してください。

【表5：完了報告期日、提出書類一覧】

報告期日	令和5年11月17日（金）17時必着
------	--------------------

提出書類		様式
1	完了報告書兼精算払請求書	様式5
2	値引き実績一覧表	※

※ 値引きを実施した全ての契約者について、「① 管理番号など」、「② 市町村名」、「③ 各月の値引きの実施状況（値引き前後の額・値引き額）」、「④ 値引き金額の合計」を確認することができる資料を作成し、原則、電子データにて提出してください。資料は、別添「値引き実績一覧表」を使用して作成いただくか、事業者が利用するシステム等から出力されるデータの添付でも差し支えありません。

⑥ 抽出検査

完了報告書兼精算払請求書と値引き実績一覧表の提出後、一覧表をもとに事務局が無作為に選んだ契約者について値引きの事実が確認できる書類を提出してください。

【表6：抽出検査における提出書類】

提出書類	
1	値引きの事実を確認することができる領収書や Web 明細の写し、帳簿書類の写し、システム画面のハードコピー（スクリーンショット）等

⑦ 精算払い（事業費の支給）

抽出検査の終了後、本事業の適正な実施が認められた事業者に対して、所要額を支給します。

4 お問い合わせ先

岐阜県LPガス負担軽減事業事務局（一般社団法人岐阜県LPガス協会）

TEL：058-274-7131

FAX：058-274-8990

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

◀ 利用料金の値引きの周知（例）▶ ※ 周知を行う際、検針票に添付する場合当に適宜ご使用ください。

岐阜県が実施する「岐阜県ＬＰガス負担軽減事業」により、７月から９月の各月の請求額（税抜）から、毎月 1,500 円（税抜）を上限に、最大 4,500 円（税抜）を値引きします。 年 月 日 事業者名 _____	岐阜県が実施する「岐阜県ＬＰガス負担軽減事業」により、７月から９月の各月の請求額（税抜）から、毎月 1,500 円（税抜）を上限に、最大 4,500 円（税抜）を値引きします。 年 月 日 事業者名 _____
岐阜県が実施する「岐阜県ＬＰガス負担軽減事業」により、７月から９月の各月の請求額（税抜）から、毎月 1,500 円（税抜）を上限に、最大 4,500 円（税抜）を値引きします。 年 月 日 事業者名 _____	岐阜県が実施する「岐阜県ＬＰガス負担軽減事業」により、７月から９月の各月の請求額（税抜）から、毎月 1,500 円（税抜）を上限に、最大 4,500 円（税抜）を値引きします。 年 月 日 事業者名 _____
岐阜県が実施する「岐阜県ＬＰガス負担軽減事業」により、７月から９月の各月の請求額（税抜）から、毎月 1,500 円（税抜）を上限に、最大 4,500 円（税抜）を値引きします。 年 月 日 事業者名 _____	岐阜県が実施する「岐阜県ＬＰガス負担軽減事業」により、７月から９月の各月の請求額（税抜）から、毎月 1,500 円（税抜）を上限に、最大 4,500 円（税抜）を値引きします。 年 月 日 事業者名 _____
岐阜県が実施する「岐阜県ＬＰガス負担軽減事業」により、７月から９月の各月の請求額（税抜）から、毎月 1,500 円（税抜）を上限に、最大 4,500 円（税抜）を値引きします。 年 月 日 事業者名 _____	岐阜県が実施する「岐阜県ＬＰガス負担軽減事業」により、７月から９月の各月の請求額（税抜）から、毎月 1,500 円（税抜）を上限に、最大 4,500 円（税抜）を値引きします。 年 月 日 事業者名 _____
岐阜県が実施する「岐阜県ＬＰガス負担軽減事業」により、７月から９月の各月の請求額（税抜）から、毎月 1,500 円（税抜）を上限に、最大 4,500 円（税抜）を値引きします。 年 月 日 事業者名 _____	岐阜県が実施する「岐阜県ＬＰガス負担軽減事業」により、７月から９月の各月の請求額（税抜）から、毎月 1,500 円（税抜）を上限に、最大 4,500 円（税抜）を値引きします。 年 月 日 事業者名 _____
岐阜県が実施する「岐阜県ＬＰガス負担軽減事業」により、７月から９月の各月の請求額（税抜）から、毎月 1,500 円（税抜）を上限に、最大 4,500 円（税抜）を値引きします。 年 月 日 事業者名 _____	岐阜県が実施する「岐阜県ＬＰガス負担軽減事業」により、７月から９月の各月の請求額（税抜）から、毎月 1,500 円（税抜）を上限に、最大 4,500 円（税抜）を値引きします。 年 月 日 事業者名 _____

令和 年 月 日

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 事務局 様

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 事業者登録申請書

岐阜県 L P ガス負担軽減事業への登録について、岐阜県 L P ガス負担軽減事業取扱要領に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

フリガナ			
事業者名			
代表者役職		フリガナ	
		代表者氏名	
住所 (本社)	〒 -		
登録番号			
値引き対象となる「一般消費者等」の契約件数（6月1日時点）			件
	上記の件数の内、コミュニティーガスの契約件数		件
担当者の情報を記入（上段と同じ場合は「同上」と記す）			
所属部署		フリガナ	
		担当者氏名	
住所 (担当者宛先)	〒 -		
連絡先	電話番号		F A X 番号
	メールアドレス	(電子メールでの手続きを希望する場合は必須)	
手続き方法	(手続き方法は原則電子メールとし、やむを得ない場合のみ郵送を選択してください)		
	☐ 電子メール ☐ 郵送		

- ※ 1 登録申請は支店、営業所等ではなく、**本社名**で申請すること。
- ※ 2 契約件数は支店、営業所等を含め、条件に当てはまる契約件数の**合計**を記入すること。
- ※ 3 登録番号が確認できる「**液化石油ガス販売事業者登録簿**」の写し又は、「**標識**」の写真を添付すること。

☐ 「液化石油ガス販売事業者登録簿」の写し又は、「標識」の写真の添付チェック

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 振込先確認書

金融機関名	銀行 ・ 金庫 ・ 組合 ・ 農協 ・ 漁協					
支店名	本店 ・ 支店 ・ 出張所 ・ 本所 ・ 支所 ※ゆうちょ銀行の支店名は3桁の漢数字です					
預金種類 口座番号 (該当に○)	1.普通 2.当座 3.その他 ()					
口座名義人 (カタカナで記入)						

- ※1 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。
- ※2 必ず申請者名義の口座を指定してください（申請者が法人の場合は当該法人の口座に限ります）。また、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。
- ※3 通帳の表紙及び、表紙をめくった見開きページ全体の両方が確認できるものを添付すること。
- ※4 ネット銀行の場合、上記の記入内容が確認できる口座情報照会画面などの写しを添付すること。

【通帳の表側（イメージ）】

総合口座

●● ●● 様

店番 1 2 3 口座番号 0 1 2 3 4 5 6

●● 銀行

【通帳の見開きページ（イメージ）】

総合口座

●● ●● 様

●● 銀行

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

■■■■■■ ■■

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■

☐ 通帳の表紙及び、表紙をめくった見開きページ全体の写しの添付チェック

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 誓約事項等同意書

当社は、岐阜県 L P ガス負担軽減事業（以下「本事業」という。）における L P ガス販売事業者としての登録申請にあたり、岐阜県 L P ガス負担軽減事業取扱要領（以下「要領」という。）を確認し、内容を理解しました。

特に、次に記す誓約事項について遵守できなかった場合は、本事業の実施に係る費用（以下「事業費」という。）の一部又は全部が受給できなくなることに加え、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることを同意のうえ、申請いたします。

☐

本事業について、以下の点を確認し同意いたします。

※ 同意する場合、上記枠内にチェックを入れて提出すること

- 不正な事業費の受給防止に係る誓約事項（別紙 1）
- 反社会的勢力排除に係る誓約事項（別紙 2）
- 個人情報の取り扱いに係る同意事項（別紙 3）
- 事業遂行上の課題・懸念等に対して事務局に事前報告し、事務局の決定事項に最大限協力すること
- 要領及び事務局からの指示に従うこと

不正な事業費の受給防止に係る誓約事項

当社は、事業費の受給にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当社は、岐阜県LPガス負担軽減事業事務局（以下、「事務局」という。）の求めに応じ、適切なLPガス料金の値引きの実施及びその証憑等の提出に協力します。
- (2) 当社は、当社の帰責の有無に関わらず、不正な事業費の受給に該当する可能性があるとして事務局が判断する場合は、その調査が完了するまで当該事業費の金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当社は、上記に該当する他、不正な事業費の受給が発生しないよう、県及び事務局の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当社は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※¹、不適切な行為※²等を行いません。
- (5) 当社は、不正が判明した場合には、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることについて、同意します。

※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ① 事業費相当分をあらかじめ単価に上乘せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、事業費による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

以上

反社会的勢力排除に係る誓約事項

当社は、事業費の受給に当たって、また、本事業の実施期間内及び完了後においては、当社の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等（以下、「役員等」という。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２）役員等が暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している
- （３）役員等が暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している
- （４）役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している
- （５）役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している
- （６）役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している
- （７）役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している

以上

個人情報の取り扱いに係る同意事項

当社は、本事業への登録及び事業費の支給の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

岐阜県 L P ガス負担軽減事業事務局（以下、「事務局」という。）は、本事業の実施に必要な範囲で、L P ガス販売事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお事務局は、L P ガス販売事業者が提供する情報を事業の終了後 5 年間保管し、事務局業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、事務局及び岐阜県は、L P ガス販売事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

以上

令和 年 月 日

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 事務局 様

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 概算払請求書

岐阜県 L P ガス負担軽減事業の実施にあたり、利用料金の値引きの原資を**事業完了前に必要とする場合のみ**提出してください。(概算払いが必要ない事業者は提出不要)

岐阜県 L P ガス負担軽減事業における値引きの原資の概算払いについて、岐阜県 L P ガス負担軽減事業取扱要領に基づき、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

事業者名	
代表者職氏名	
電話番号	

1 概算払いを希望する期間

月使用分

※ 7 月、8 月のいずれかを記入

2 概算払いを必要とする理由

(概算払いが必要な理由を簡潔に記入してください。)

3 概算払請求額 (算用数字を使用すること)

① 登録申請書に記入した契約件数	件
概算請求額 (① × 1,500 円を上限)	円

4 添付書類 (1 回目の請求時のみ、2 回目は添付不要)

登録申請書に記入した契約件数の内訳について、契約者を識別可能な「① 管理番号など」、「② 市町村名」を確認することができる資料を作成し、原則、電子データにて提出してください。資料は、別添「契約者一覧表」を使用して作成いただくか、事業者が利用するシステム等から出力されるデータの添付でも差し支えありません。

☐

上記の書類添付チェック

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 契約者一覧表

※ 様式 2 の添付資料

No	①管理番号など	②市町村名
例 1	123-45-67890	岐阜市
例 2	111-22-33333	大垣市
例 3	567-99-87654	各務原市
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

令和 年 月 日

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 事務局 様

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 中間実績報告書

岐阜県 L P ガス負担軽減事業について、利用料金の値引きを実施したため、岐阜県 L P ガス負担軽減事業取扱要領に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

事業者名	
担当者氏名	
電話番号	

1 対象月

月使用分

※ 7 月、8 月のいずれかを記入

2 値引きした契約件数

件

3 値引きした金額の総額（算用数字を使用すること）

円

※ 税抜きの金額を記入してください。

4 添付書類（7 月分の中間実績報告時のみ）

支援対象者に対する「**値引きの周知**※¹」及び「**値引き額の明示**※²」の実施を確認することができる書類等のサンプルを 1 つ添付してください。

※ 1 周知を行った際のハガキや案内文の写し、案内メール本文の打出し等

※ 2 検針票、請求書、領収書、Web 明細の写し等

※ 3 「値引きの周知」と「値引き額の明示」を 1 つの書類（検針票など）で同時に確認できる場合、その書類のみ添付してください。

☐ 「値引きの周知」に係る確認書類添付チェック☐ 「値引き額の明示」に係る確認書類添付チェック

令和 年 月 日

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 事務局 様

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 事故報告書

岐阜県 L P ガス負担軽減事業について、本事業による利用料金の値引きの実施が困難となりましたので、岐阜県 L P ガス負担軽減事業取扱要領に基づき、下記のとおり報告します。

事業者名	
担当者氏名	
電話番号	

1 事故の内容

(本事業の実施が困難になった理由を記入してください。)

2 本事業の実施状況

(現時点までの本事業の実施状況を記入してください。)

令和 年 月 日

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 事務局 様

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 完了報告書兼精算払請求書

岐阜県 L P ガス負担軽減事業について、利用料金の値引きがすべて完了したため、岐阜県 L P ガス負担軽減事業取扱要領に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

事業者名	
代表者職氏名	
電話番号	

1 利用料金の値引き実績と値引きの原資の精算

7月使用分（ 8月検針分）	件	円
8月使用分（ 9月検針分）	件	円
9月使用分（10月検針分）	件	円
① 値引き金額の合計（税抜き）		円
② 7月使用分の概算払受給額（該当する事業者のみ記入）		円
③ 8月使用分の概算払受給額（該当する事業者のみ記入）		円
値引きの原資の精算金額（①－②－③）		円

※ 7月使用分と8月使用分は、中間実績報告書で報告した数値と同じ数値になります。

2 事務負担費用の精算

④ 値引きを実施した契約件数	件
事務負担費用の精算金額（④×110円）	円

※ 3か月間継続して値引きを実施した契約者を「1件」としてカウントします。

※ 新規契約や解約により、一部の期間のみ値引きを実施した契約者も「1件」としてカウントします。

※ 事務負担費用の上限は330万円(税込)となります。(3万件以上の契約者に値引きを実施した場合)

3 添付書類

上記2の④で記入した契約件数について、値引きを実施した全ての契約者の「① 管理番号など」、「② 市町村名」、「③ 各月の値引きの実施状況（値引き前後の額・値引き額）」、「④ 値引き金額の合計」を確認することができる資料を作成し、原則、電子データにて提出してください。資料は、別添「値引き実績一覧表」を使用して作成いただくか、事業者が利用するシステム等から出力されるデータの添付でも差し支えありません。

☐

上記の資料添付チェック

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 値引き実績一覧表

※ 様式 5 の添付資料

[illegible]

様式記載例

様式

添付書類の確認のためのチェックをお願いします。

様式 1 - 2

丸の付け忘れに注意ください。

通帳に記載されている口座名義人欄と相違ないように記入ください。

【通帳の見開きページ（イメージ）】

総合口座
●●●●様
店番 1 2 3 口座番号 0 1 2 3 4 5 6
●●銀行

[illegible]

☒ 通帳の表紙及び、表紙をめくった見開きページ全体の写しの添付チェック

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 誓約事項等同意書

当社は、岐阜県 L P ガス負担軽減事業（以下「本事業」という。）における L P ガス販売事業者としての登録申請にあたり、岐阜県 L P ガス負担軽減事業取扱要領（以下「要領」という。）を確認し、内容を理解しました。

特に、次に記す誓約事項について遵守できなかった場合は、本事業の実施に係る費用（以下「事業費」という。）の一部又は全部が受給できなくなることに加え、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることを同意のうえ、申請いたします。

別紙の誓約事項を必ずご確認くださいの上、チェックをお願いします。



本事業について、以下の点を確認し同意いたします。

※ 同意する場合、上記枠内にチェックを入れて提出すること

- 不正な事業費の受給防止に係る誓約事項（別紙 1）
- 反社会的勢力排除に係る誓約事項（別紙 2）
- 個人情報の取り扱いに係る同意事項（別紙 3）
- 事業遂行上の課題・懸念等に対して事務局に事前報告し、事務局の決定事項に最大限協力すること
- 要領及び事務局からの指示に従うこと

日付の記入漏れに注意ください

様式 2

令和 5 年〇月〇〇日

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 事務局 様

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 概算払請求書

岐阜県 L P ガス負担軽減事業の実施にあたり、利用料金の値引きの原資を**事業完了前に必要とする場合のみ**提出してください。(概算払いが必要ない事業者は提出不要)

岐阜県 L P ガス負担軽減事業における値引きの原資の概算払いについて、岐阜県 L P ガス負担軽減事業取扱要領に基づき、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

事業者名	株式会社 岐阜商事
代表者職氏名	代表取締役 岐阜 太郎
電話番号	058-〇〇〇-〇〇〇〇

登録申請書に記載した代表者と連絡先を記入ください。

1 概算払いを希望する期間

7 月使用分

※ 7 月、8 月のいずれかを記入

値引きの実施にあたり、
値引きの原資の前払いが必要な理由を記載ください。

2 概算払いを必要とする理由

(概算払いが必要な理由を簡潔に記入してください。)

(記載例) 経済的な負担が大きく、自己資金のみでの値引きの実施が困難なため。

登録申請書と同じ数値を記入ください。

3 概算払請求額 (算用数字を使用すること)

① 登録申請書に記入した契約件数	5 0 0 件
概算請求額 (① × 1,500 円を上限)	7 5 0, 0 0 0 円

①×1,500 円を上限とし、
それ以下の金額を記入ください。

4 添付書類 (1 回目の請求時のみ、2 回目は添付不要)

登録申請書に記入した契約件数の内訳について、契約者を識別可能な「① 管理番号など」、「② 市町村名」を確認することができる資料を作成し、原則、電子データにて提出してください。資料は、別添「契約者一覧表」を使用して作成いただくか、事業者が利用するシステム等から出力されるデータの添付でも差し支えありません。

別添「契約者一覧表」の記入例をご確認ください。

☒ 上記の書類添付チェック

添付書類の確認のためのチェックをお願いします。

日付の記入漏れに注意ください

令和 5 年〇月〇〇日

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 事務局 様

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 中間実績報告書

岐阜県 L P ガス負担軽減事業について、利用料金の値引きを実施したため、岐阜県 L P ガス負担軽減事業取扱要領に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

事業者名	株式会社 岐阜商事
担当者氏名	岐阜 一郎
電話番号	058-〇〇〇-〇〇〇〇

登録申請書に記載した担当者名と連絡先を記入ください。

1 対象月

7 月使用分

※ 7 月、8 月のいずれかを記入

2 値引きした契約件数

4 9 5 件

実際に値引きを行った件数を記入ください。
(登録申請時からの契約件数の増減も考慮した数)

3 値引きした金額の総額 (算用数字を使用すること)

7 4 2, 5 0 0 円

※ 税抜きの金額を記入してください。

すべての契約者に対して 1,500 円の値引きを行った場合、
「2 で記載の件数」×1,500 円の金額を記入ください。
利用料金が 1,500 円未満や複数月まとめた値引き等により、
値引き額が 1,500 円以外の契約者がいる場合、
値引き額の合計を計算の上、記入してください。

4 添付書類 (7 月分の中間実績報告時のみ)

支援対象者に対する「**値引きの周知**※¹」及び「**値引き額の明示**※²」の実施を確認することができる書類等のサンプルを 1 つ添付してください。

※ 1 周知を (〇) と (×) のどちらかで記入し、(〇) の場合は、(〇) の理由を記入してください。

※ 2 検針票

※ 3 「値引き」

その書類のみ添付してください。

「値引きの周知」と「値引き額の明示」の実施が確認できる書類をそれぞれ添付ください。

1 つの書類 (検針票等) で両方が確認できる場合、その書類のみの添付してください。



「値引きの周知」に係る確認書類添付チェック



「値引き額の明示」に係る確認書類添付チェック

添付書類の確認のためのチェックをお願いします (7 月分の報告時のみ)。

日付の記入漏れに注意ください

様式 4

令和 5 年〇月〇〇日

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 事務局 様

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 事故報告書

岐阜県 L P ガス負担軽減事業について、本事業による利用料金の値引きの実施が困難となりましたので、岐阜県 L P ガス負担軽減事業取扱要領に基づき、下記のとおり報告します。

事業者名	株式会社 岐阜商事
担当者氏名	岐阜 一郎
電話番号	058-〇〇〇-〇〇〇〇

登録申請書に記載した担当者名と連絡先を記入ください。

1 事故の内容

(本事業の実施が困難になった理由を記入してください。)

(記載例) 経営状況の悪化により、L P ガス販売事業の継続が困難となったため。

2 本事業の実施状況

(現時点までの本事業の実施状況を記入してください。)

(記載例) 7 月使用分の値引きは実施済み、8 月使用分の値引きは実施できていない。

日付の記入漏れに注意ください

令和 5 年〇月〇〇日

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 事務局 様

岐阜県 L P ガス負担軽減事業 完了報告書兼精算払請求書

岐阜県 L P ガス負担軽減事業について、利用料金の値引きがすべて完了したため、岐阜県 L P ガス負担軽減事業取扱要領に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

登録申請書に記載した代表者名と連絡先を記入ください。

事業者名	株式会社 岐阜商事
代表者職氏名	代表取締役 岐阜 太郎
電話番号	058-〇〇〇-〇〇〇〇

1 利用料金の値引き実績と値引きの原資の精算

7 月と 8 月の件数と金額は
中間実績報告の数値を記載ください。

7 月使用分 (8 月検針分)	4 9 5 件	7 4 2, 5 0 0 円
8 月使用分 (9 月検針分)	5 1 0 件	7 6 5, 0 0 0 円
9 月使用分 (1 0 月検針分)	5 0 0 件	7 5 0, 0 0 0 円
① 値引き金額の合計 (税抜き)		2, 2 5 7, 5 0 0 円
② 7 月使用分の概算払受給額 (該当す	概算払請求を行っていない	7 5 0, 0 0 0 円
③ 8 月使用分の概算払受給額 (該当す	事業者は 0 円と記入ください。	7 5 0, 0 0 0 円
値引きの原資の精算金額 (①-②-③)		7 5 7, 5 0 0 円

※ 7 月使用分と 8 月使用分は、中間実績報告書で報告した数値と同じ数値になります。

2 事務負担費用の精算

添付する値引き実績一覧表 (表の行数) と一致させてください。

④ 値引きを実施した契約件数	5 1 0 件
事務負担費用の精算金額 (④×110 円)	5 6, 1 0 0 円

※ 3 か月間継続して値引きを実施した契約者を「1 件」としてカウントします。

※ 新規契約や解約により、一部の期間のみ値引きを実施した契約者も「1 件」としてカウントします。

※ 事務負担費用の上限は 330 万円 (税込) となります。(3 万件以上の契約者に値引きを実施した場合)

3 添付書類

上記 2 の④で記入した契約件数について、値引きを実施した全ての契約者の「① 管理番号など」、「② 市町村名」、「③ 各月の値引きの実施状況 (値引き前後の額・値引き額)」、「④ 値引き金額の合計」を確認することができる資料を作成し、原則、電子データにて提出してください。資料は、別添「値引き実績一覧表」を使用して作成いただくか、事業者が利用するシステム等から出力されるデータの添付でも差し支えありません。

別添「値引き実績一覧表」の記入例をご確認ください。

☒ 上記の資料添付チェック

添付書類の確認のためのチェックをお願いします。